

## 就労継続支援 A 型

### ○対象者

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な身体・知的・精神障害者（利用開始時、65歳未満の方）

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった方
- ② 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった方
- ③ 企業等を離職した方や就労経験のある方で、現状失業状態の方

## 就労継続支援 B 型

### ○対象者

就労移行支援事業所を利用したが一般企業等の雇用には結びつかない方や、一定年齢に達している方などで、就労の機会を通じ、生産活動に必要な知識や能力の向上・維持が期待できる方。具体的には次の例を参照ください。

- ① 就労経験がある方で、年齢・体力面において一般企業に雇用されるのが困難となった方
- ② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定の利用も含む）した結果、B 型が妥当と判断された方
- ③ 上記に該当しない方で、50歳に達しており、且つ障害基礎年金1級受給者

### ○サービス内容

■通所により就労の機会を提供し一般就労に必要な知識・能力の高まった方は、一般就労への移行にむけての支援

(A 型)

事業所と「給与」方式にて雇用契約を結ぶ

(B 型)

非雇用型にて「工賃」方式にて労働していただく

